

組合速報コロナ 第10報/速報版

2020年5月18日(月) 11時
静岡県消防設備保守点検業
協同組合(理事長 西川和宏)

組合員及び組合関係各位

- 1 緊急事態宣言の解除(39県)と8都道府県
- 2 感染者数・死亡者数(5/17・日)
- 3 経過(追加・5/7木～5/17日)

内閣官房、厚生労働省、静岡労働局、静岡県、静岡市、浜松市ホームページ等が参考になります。

静岡県内の情報は、静岡県HPから探すことができます!

<http://www.pref.shizuoka.jp/kin-kyu/covid-19.html>

1 緊急事態宣言の解除(39県)など

○ 国の第33回対策本部会議(5/14・木)等で決定されたこと

- 1 緊急事態宣言は39県(静岡県含む)で解除。
- 2 8都道府県(下記)は解除見送り。

- ・首都圏(東京, 埼玉, 千葉, 神奈川)
- ・関西(大阪, 京都, 兵庫)
- ・北海道

3 但し1週間後に再度、判断。

4 80超の業界ごとに感染防止ガイドラインが策定された。

5 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更され感染状況に基づく地域区分が3区分とされた(右表はWEB東京新聞5.15朝刊転載)。

6 静岡県は「感染観察」都道府県に該当。

7 安倍総理が第2次補正予算編成を指示(雇用調整助成金, 家賃助成, 学生支援等)。

具体的な取扱いは、担当部署にご確認ください

名称	緊急事態宣言の対象地域			解除地域	
	特定警戒	感染拡大注意	感染観察	感染拡大注意	感染観察
判断基準	累積数、経路不明の割合、増加の勢いなどに加え、直近1週間の感染者数も	新規感染者数などが「特定警戒」の半分程度	感染者数が「拡大注意」の水準に達しない		
対応の基本	接触の8割減	新しい生活様式を徹底、必要に応じ自粛を要請	新しい生活様式を徹底		
外出	法に基づき外出自粛を要請	不要不急の他県への移動は避ける	他区分の県への不要不急の移動は避ける		
仕事	出勤者数を7割減	在宅勤務、時差出勤などを推進	必要に応じ、在宅勤務や時差出勤を進める		
イベント	クラスター発生の恐れがあるものや、3密の集まりは法に基づき自粛を要請	クラスター、3密となるものは自粛要請、そのほかは予防指針を踏まえた対応	参加者は100人以下、かつ定員の50%以下が開催の目安		

○ 静岡県の新型コロナウイルス感染症対策本部・本部員会議(5/15・金)

県は、5月15日(金)県庁で第10回・本部員会議を開催、国対策を受けた県方針等。

3 経過

5/7(木)～5/17(日)の期間は、これまで3回にわたり発令等された特措法に基づく緊急事態宣言(4/7火・7都県, 4/16金・全47都道府県, 5/4月・宣言の延長)が、国内の感染状況等を検証し、延長期限の5/31(日)を待たず解除されるか否かが社会的関心事だった。5/14(木)、国は静岡県を含む39県の緊急事態宣言を解除した。

2 感染者数・死亡者数（最新 5/17・日）

- ◎ 国内の発生状況<厚生労働省HP・R2.5.17（日）12時現在>
感染者 16,285 名（うち 744 名死亡・11,415 名退院）※ 静岡県/感染者 73 名
→ 前日からの増加数；感染者+59 名・死亡+19 名 → 静岡県は 5/1 金の 73 人目以降なし

- 国内外の感染者・死者<世界保健機関HP・R2.5.16（土）12時現在>
感染者 4,583,544 名・死者 310,633 名 ※ 日本 = 国内発生状況と同じ
→ 前日からの増加数；+91,688 名・+4,323 名

- 5.14(木) 基本的対処方針の変更（全般的な方針、対策実施の重要事項など）
- **5.14(木) 第 34 回対策本部会議（緊急事態宣言の解除 39 県、解除見送り 8 都道府県等）**
- 5.14(木) 専門家会議が提言等（感染状況等の評価、緊急事態措置解除の考え方等）

-
- 5.4(月) 基本的対処方針の変更（緊急事態宣言の延長等）
 - **5.4(月) 第 33 回対策本部会議（緊急事態宣言の延長～5/31、全国、5/14 再度判断）**
 - 5.4(月) 専門家会議が提言等（感染拡大を予防する新しい生活様式への提言等）
 - 5.1(金) 中小企業者が対象の持続化給付金（最高 200 万円）受付スタート
 - 5.1(金) 専門家会議が提言等（学校教育活動に関する提言等）
 - 4.30(木) 補正予算の成立（補正額 25 兆 6,914 億円※一律 10 万円支給等の財源措置）
 - 4.27(月) 第 32 回対策本部会議（水際対策の強化、実施期間の延長～5 月末等）

-
- 4.24(金) 第 31 回対策本部会議（医療機関支援、児童虐待防止策、DVD 対策等）
 - 4.22(水) 総務省等が自治体担当課に特定定額給付金（1 人 10 万円）を事務連絡
 - 4.22(水) 第 11 回専門家会議（緊急事態宣言後の状況分析と GW 等の提言）
 - **4.20(月) 緊急経済対策（4/7）変更の閣議決定 ※一律 10 万円支給に伴う変更**
 - 4.16(金) 基本的対処方針の変更（特定警戒都道府県 13 団体など）
 - **4.16(金) 緊急事態宣言（政府官報・号外第 50 号公示）対象地域 = 全国**
 - 4.11(土) 基本的対処方針の変更（繁華街の接客を伴う飲食店等関連）
 - 4.10(金) 雇用調整助成金の特例措置の追加実施、※時間外労働等改善助成金（テレワーク・職場意識改善コース）特例的コースの申請受付は 3/9 から

-
- 4.10(金) 「立皇嗣の礼（4/19）」の延期決定
 - 4.10(金) 休業要請に関する国・東京都との最終調整が一致
 - **4.7(火) 緊急経済対策（事業規模で総額 108 兆円程度）決定**
 - 4.7(火) 基本的対処方針の改正（都道府県からの外出自粛要請等の協力等）
 - **4.7(火) 緊急事態宣言（政府官報・号外第 44 号公示）対象地域 = 7 都県**

-
- 4.1(水) 日本医師会会長が緊急事態宣言の早期発令を要請
 - 4.1(水) 第 25 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（全国全世帯に 2 枚/住所等）
 - 4.1(水) 文部科学省「新学期からの学校再開についての新たなガイドライン」策定
 - 4.1(水) 第 10 回専門家会議（ここまでの状況分析と提言）
 - **3.28(土) 政府が「基本的対処方針（改正特措法に基づく）」を決定**

-
- **3.27(金) 全国中小企業団体中央会「中小企業組合の総会の対応について」**
 - 3.27(金) 新年度（令和 2 年度）当初予算の成立

- 3.26(木) 東京都知事が周辺 4 県知事と共同メッセージ「外出自粛要請」
- **3.26(木) 政府対策本部（改正特措法に基づく）の設置**
- 3.26(木) G20 テレビ会議
- **3.24(火) IOC が東京オリンピック・パラリンピックの 1 年程度の延長を承認**
- 3.23(月) 文科省「学校再開のガイドライン」を策定
- 3.21(土) 安倍総理が中小企業・小売業の団体関係者に雇用維持を要請

- **3.20(金) 安倍総理「新学期を迎える学校再開に向け文科省が指針作成、大規模イベント等は主催者がリスクを判断して慎重な対応」**
- **3.19(木) 第 8 回専門家会議「これまでの方針を継続等」**
- 3.18(水) 小学校休業等対応助成金、同支援金の申請受付開始
- 3.18(水) 政府が「生活不安に対応するための緊急措置」を決定
- **3.13(金) 改正特措法の成立（施行は 3/14・土）**

- **3.10(火) 政府が「緊急対応策-第 2 弾-」を決定**
- 3.10(火) 安倍総理「3.19(木)を目途に、対策の効果を判断。イベント開催は、今後概ね 10 日間程度はこれまでの取組継続を要請する。」

- **3.06(金) PCR 検査（新型コロナウイルス核酸検出）が保険適用になる**
- **3.06(金) 第 1 回水際対策強化の実施（②3/19,③3/26,④4/1,⑤4/27,⑥5/14）**
- **3.01(日) クルーズ船（2/3 横浜港到着）関係者の全員下船完了**
- 2.28(金) 文科省が「小中高校等を 3/2～春休前まで一斉臨時休校」を通知
- 2.26(水) 安倍首相が「大規模イベントの 2 週間自粛」を要請
- **2.25(火) 政府が「基本方針」を決定**
- **2.13(木) 政府が「緊急対応策-第 1 弾-」を決定**

- **1.30(月) 政府が対策本部を設置**
- 1.28(火) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症とする政令を閣議決定
- **1.06(月) 厚生労働省が「中国武漢市の原因不明肺炎発生」を報道発表**

次ページ ■ 05.15(金) 緊急事態宣言解除を受けた県実施方針の決定(休業要請の解除等)

★ 緊急事態措置の指定区域除外に伴う静岡県実施方針(5/15,県決定)

- 1 対象期間； 令和 2 年 5 月 16 日（土）から
- 2 対象区域； 静岡県全域
- 3 警戒レベル； 警戒レベル 3（県内は注意,県外は警戒）
- 4 実施する内容
 - (1) 休業要請 県知事が特措法に基づき実施している遊興施設等、運動・遊戯施設に対して行うものは 5/17(日)まで。5/18(月)以降は解除する。
 - (2) ～ (8) 略

【 静岡県内の発生状況等 】

「*」；東京在住者

01	02.28(金)	静岡市 01	26	04.08(水)	賀茂郡	51	04.19(日)	富士市 6
02	03.10(火)	袋井市(来県者)	27	04.09(木)	賀茂郡	52	04.19(日)	富士市 7
03	03.12(木)	静岡市 02	28	04.09(木)	富士市 1	53	04.22(水)	熱海市 1
04	03.28(土)	浜松市,1	29	04.08(水)	浜松市,5	54	04.22(水)	下田市
05	03.30(月)	静岡市 03	30	04.08(水)	浜松市,6	55	04.22(水)	御前崎市
06	03.30(月)	静岡市 04	31	04.08(水)	浜松市,7	56	04.22(水)	富士宮市 8
07	03.30(月)	静岡市 05	32	04.09(木)	静岡市 12	57	04.22(水)	富士宮市 9
08	03.30(月)	静岡市 06	33	04.10(金)	静岡市 13	58	04.23(木)	菊川市
09	03.31(火)	富士宮市 ₁	34	04.10(金)	南伊豆町	59	04.24(金)	富士宮市 10
10	03.31(火)	菊川市	35	04.10(金)	南伊豆町	60	04.25(土)	掛川市 2
11	03.31(火)	富士宮市 ₂	36	04.10(金)	長泉町	61	04.25(土)	静岡市 16
12	04.01(水)	浜松市,2	37	04.10(金)	富士市 2	62	04.25(土)	静岡市 17
13	04.01(水)	静岡市 07	38	04.11(土)	富士市 3	63	04.26(日)	掛川市 3
14	04.02(木)	長泉町	39	04.11(土)	南伊豆町	64	04.27(月)	御前崎市
15	04.03(金)	浜松市,3	40	04.12(日)	掛川市 1	65	04.28(火)	静岡市 18
16	04.03(金)	静岡市 08	41	04.12(日)	富士宮市 3	66	04.28(火)	掛川市 4
17	04.04(土)	長泉町	42	04.13(月)	富士宮市 4	67	04.28(火)	掛川市 5
18	04.06(月)	静岡市 09	43	04.13(月)	富士宮市 5*	68	04.29(水)	熱海市 2
19	04.06(月)	静岡市 10	44	04.13(月)	富士宮市 6	69	04.30(木)	熱海市 3
20	04.07(火)	榛原郡	45	04.13(月)	富士宮市 7	70	04.30(木)	熱海市 4
21	04.07(火)	松崎町	46	04.13(月)	南伊豆町	71	04.30(木)	熱海市 5
22	04.07(火)	静岡市 11	47	04.14(火)	富士市 4	72	04.30(木)	静岡市 19
23	04.08(水)	浜松市,4	48	04.15(水)	静岡市 14	73	05.01(金)	静岡市 20
24	04.08(水)	沼津市	49	04.17(金)	静岡市 15	資料出所；静岡県公式ホームページ 「新型コロナウイルス感染症関連情報」		
25	04.08(水)	清水町	50	04.17(金)	富士市 5			

市町別；静岡市 20, 富士宮市 10, 浜松市 7, 富士市 7, 熱海市 5, 掛川市 5, 南伊豆町 4, 長泉町 3, 御前崎市 2, 菊川市 2, 賀茂郡 2, その他 6(沼津市 1, 袋井市/来県者 1, 下田市 1, 松崎町 1, 清水町 1, 榛原郡 1)

- 静岡市教委=5/18(月)~5/22(金)準備期間, 5/25(月)から学校再開。
- 浜松市教委=5/18(月)から段階的に学校再開。
- 磐田市教委=5/18(月)から段階的に通常授業を開始。
→ 各市によって対応が違いますので担当部署等で確認願います。

【県等の取組】

- 05.15(金) 県教委が県立高校等（6/1 再開を前倒して 5/25(月)から再開）★
- 05.15(金) 緊急事態宣言解除を受けた県実施方針の決定(休業要請の解除等)
- **05.14(木) 緊急事態宣言の解除(39 県)・見送り(8 都道府県)など**
- 05.05(火) 政府の緊急事態宣言延長を受けた静岡県実施方針の決定
- **05.04(月) 緊急事態宣言の延長（4/16~5/6）→（5/7~5/31）**
- 04.30(木) 県立高校の臨時休校期間(4/27-5/10)の再延長(5/11-5/31)
- 04.23(木) 感染拡大防止協力金の中小企業への案内開始(5/7-5.29 受付)
- **04.23(木) 特措法に基づく緊急事態措置の休業要請(4/25-5/6)等を決定**
- 04.17(金) 県立高校の臨時休校期間(4/11-4/26)の延長(4/27-5/10)
- **04.17(金) 「静岡県感染症対策専門家会議」の設置**
- **04.17(金) 特措法に基づく緊急事態措置に係る静岡県実施方針の決定**
- **04.16(木) 緊急事態宣言の対象地域となる（政府官報/号外第 50 号公示）**
- **04.01(水) 「静岡県新型コロナウイルス感染症調整本部」を設置**
- 03.26(木) 「大規模イベント等の開催に関する考え方」を制定
- 03.13(金) 「本県における大規模イベント等の開催に関する考え方について」を制定
- 02.21(金) 「県が主催するイベント等に関する当面の方針」を制定
- **02.17(月) 「静岡県新型コロナウイルス本部員会議」を設置 → 基本方針を制定**

【 参考 】

クラスター	・ 患者間の関連が認められた集団。
ロックダウン	・ 都市封鎖。 オーバーシュート ・ 爆発的な感染拡大。
ソーシャル ディスタンス	・ 人と人との距離をとること。社会的距離。
三つの密（みつ）	・ 換気の悪い「密室空間」、多数が集まる「密集場所」、間近で会話や発声をする「密接場面」。
10 のポイント	<ol style="list-style-type: none"> 1 実家などへの帰省を避け、ビデオ通話によるオンライン帰省をすること 2 スーパーでの買い物は、1 人または少人数で、空いている時間に行うこと 3 ジョギングは少人数で行い、公園はすいた時間・場所を選ぶこと 4 急ぎではない買い物は通信販売で行うこと 5 飲み会はオンラインで行うこと 6 診療はオンラインなどによる遠隔診療で受けること 7 筋トレやヨガは自宅で動画を活用して行うこと 8 飲食は持ち帰りや宅配を利用すること 9 仕事は在宅勤務で行い、通勤は医療・インフラ・物流など社会機能維持のための業種に限ること 10 会話はマスクをつけて行うこと <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">第 11 回専門家会議(4/22)</div>
感染拡大を予防する新しい生活様式実践例 *5/4 専門家会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 一人ひとりの基本的な生活様式・・・3 原則（距離・マスク・手洗い）, 移動 2 日常生活を営む上での基本的な生活様式・・・外出控え, 3 密回避, 換気等 3 日常生活の各場面の生活様式・・・買い物, 公共交通機関, 娯楽施設等 4 働き方の新しいスタイル・・・テレワーク, 時差通勤, オンライン会議等
緊急事態宣言	・ 国内で発生した新型インフルエンザ等が条件を充たすとき、内閣総理大臣が特措法に基づき発令（期間は 2 年を超えない期間。但し 1 年延長可）。対象地域の都道府県知事は、感染防止に必要な協力要請や指示等を実施できる。
休業要請	・ 新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置として、都道府県が特措法第 24 条第 9 項に基づき行う、施設の使用制限等（休業）要請のこと。
フェイスシールド	・ 個人防護具の一種で、感染性物質等の危険物質から顔全体を守る。
アイソレーションガウン	・ 感染症対策等で、感染防止のため皮膚が露出しないようにできる全身予防衣のこと。色々なタイプがある。
N95・KN95	・ N95 とは、米国労働安全研究所(NIOSH)の認定基準を満たしたマスクで製品には認定番号が付されている。試験粒子（3μm）を 95%採集できる。KN95 とは、アメリカの N95 規格に合わせて中国で開発されたマスク。
サージカルマスク	・ 厳密には surgical（外科の、手術の）マスクを言うが、一般的には「医療現場・医療用マスク（主に空気中飛沫の感染予防を目的とするマスク）のこと。
アビガン	・ 安倍晋三首相が 5 月 4 日（月）記者会見で発言した、富士フイルム富山化学の抗インフルエンザウイルス薬「アビガン錠」（一般名：ファビピラビル）のこと。新型コロナウイルス感染症を対象に令和 2 年 5 月中の承認を目指す考え。
レムデシビル	・ 同じく 5 月 4 日（月）記者会見で安倍総理が表明した、医薬品医療機器等法に基づく特例承認制度の適用を予定している米ギリアド・サイエンシズの抗ウイルス薬「レムデシビル」のこと。5 月 4 日に特例承認を求める申請があり厚生労働省は 5 月 7 日に新型コロナウイルス感染症の治療薬として承認した。
ワクチンと治療薬の違い	・ 「ワクチン」はウイルス感染症の予防薬。一方、「治療薬」は感染症状を軽減するための、ウイルス増殖を防ぐ薬剤、ウイルスの細胞への侵入を防ぐ薬剤、あるいは呼吸不全を改善する薬剤などのこと。治療薬(商品名)としては、アビガン、レムデシビル、カレトラ、フサン、オルベスコ、クロロキンなど（例示）。

NHK「特設サイト」引用；2020年5月15日時点／新型コロナウイルスの感染拡大に伴う休業要請について、NHKが各地の放送局を通じて国の緊急事態宣言が解除された39の県の対応をまとめたところ、5月15日午後6時半の時点で、感染防止対策を求めたうえで、休業要請を解除したり解除を決めたりしたのは21の県、休業要請を緩和したり緩和を決めたりしたのは14の県で、休業要請を続けているのは2つの県です。岡山県と徳島県は休業要請を行っていません。（2020-05-17,18:35）